

令和4年度 地域文化倶楽部(仮称)創設支援事業に係るQ&A

令和4年1月28日現在

○事業の趣旨・目的について		
No.	質問事項	回答
1	本事業の趣旨・目的は何か。	地域文化倶楽部(仮称)創設支援事業は、地域の文化施設や文化芸術団体、芸術系教育機関等が中心となつて、児童・生徒が身近な地域で、 <b>学校の働き方改革を踏まえ、学校の文化部活動に代わりうる</b> 継続的で質の高い文化芸術活動が行えるよう、新たな受け皿づくりや持続可能な環境整備の方策について検証を行うモデル事業です。
2	地域部活動推進事業と何が違うのか。	地域部活動推進事業は、既存の学校部活動の休日の地域移行を推進するためのモデル事業です。一方、地域文化倶楽部(仮称)創設支援事業は、児童・生徒が身近な地域で多様で質の高い活動が行えるよう、地域に新たに「地域文化倶楽部」(仮称)を創ったり、持続可能な環境整備を行い、それが <b>将来的に地域の学校部活動に代わり得るものとなることを目指す</b> ためのモデル事業です。地域の文化施設や文化芸術団体、芸術系教育機関等が自治体や学校と連携しながら申請することを想定していますが、自治体が申請することも可能です。

○事業の実施について		
No.	質問事項	回答
1	事業実施までのスケジュールはどのようなものか。	令和4年度当初から円滑に事業を実施するために以下のスケジュールを予定しています。 ( <b>現段階での予定であり、今後変更する場合があります。</b> ) ①公募の開始: 令和4年1月下旬頃(文化庁HPに公募要領等を掲載予定) ②公募の締切: 令和4年3月上旬頃 ③企画提案書の予備審査(外部有識者等による): 令和4年3月上旬頃 ④審査結果の通知: 令和4年3月中旬頃 ⑤契約準備: 令和4年3月下旬頃 ⑥契約締結: 令和4年4月～
2	どのような実施形態となるのか。	本事業の実施にあたっては、まず、実施主体(地域の文化施設や文化芸術団体、芸術系教育機関、地方自治体等)と文化庁事務受託業者(令和4年3月決定)との契約締結が必要です。実施主体が、地方自治体や学校等と連携しながら、新たに「地域文化倶楽部」(仮称)を創設したり、持続可能な文化芸術活動の環境整備を行うためのモデル事業を行います。費用については文化庁事務受託業者から実施主体にお支払いすることになります。(文化庁→文化庁事務受託業者→実施主体)
3	予算規模はどの程度か。	1件当たり <b>A区分 上限300万円(会員数40名以上)</b> 、 <b>B区分 上限200万円(会員数10名以上40名未満)</b> ※上記金額はあくまで上限額です。会員(受講者等)の数によって上限額をA区分とB区分に分けていますのでご注意ください。 ※会員数は令和4年度の活動計画を立てる際の見込み数で構いませんが、実績報告時に計画時の数と乖離したものであると判断される場合は経費のお支払いが出来ませんので、その旨ご理解のうえ申請区分の慎重な決定をお願いいたします。なお、会員数については本事業にかかる会員のみが対象となります。他の取組に係る会員等との合算数ではありませんのでご注意ください。
4	令和5年度以降も継続されるのか。	本事業は令和5年度からの学校部活動の段階的・地域移行を見据えた実践研究(モデル事業)であり、令和5年度以降も本モデル事業が継続出来るかどうかについては現在のところ不明ですが、文化庁としては継続できるよう、予算要求していく予定です。 <b>※地域部活動推進事業については令和4年度で終了予定。</b>
5	本事業中に発生した事故等の管理責任はどうか。	本事業実施中に事故が発生した場合は、実施主体が責任を負うことになります。また、地域での活動として、(独)日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の適用外となるため、(公財)スポーツ安全協会のスポーツ安全保険(文化芸術活動も加入できます)等の保険に加入することを推奨いたします。 参考サイト: <a href="https://www.sportsanzen.org/hojin/">https://www.sportsanzen.org/hojin/</a>
6	文化庁のホームページで地域文化倶楽部(仮称)の創設に向けた実践研究事業の資料や事例集を見ているのですが、そこに挙がっているような内容を実施しなければならぬのか。	文化庁ホームページに掲載しているものは今後同様な取組をされる際の参考となるよう掲載しているものであり、独自の特色ある取組を申請いただくことも可能です。ただし、本事業は、児童・生徒が身近な地域で <b>学校の文化部活動に代わりうる</b> 継続的で質の高い文化芸術活動が行えるよう、新たな受け皿づくりや持続可能な環境整備の方策を検証するモデル事業であることから、1～2回程度の体験活動のみで終了するような活動等は対象となりません。

○事業の経費について		
No.	質問事項	回答
1	事業の対象となる費目は何か。	対象費目としては、賞金、諸謝金、旅費、借損料、消耗品費、会議費、通信運搬費、雑役務費、保険料、消費税相当額、再委託費等となります。 予定している費用がどの費目に該当するか不明な場合は、個別にお問い合わせいただけますようお願いいたします。 ※消耗品費で購入できるのは単価5万円未満の物品。(文化庁規程) ※賞金と謝金の整理については別添資料を御参照ください。
2	本事業において、文化団体等が実施団体である場合、団体側が生徒たちから会費などの追加費用を徴収することは問題ないか。	問題はありませんが、経費の二重計上等を避けるため、会費等の追加費用の徴収分は、「収入」(B)として計上していただき、本事業にかかる「支出額合計」(A)から差し引いていただくこととなります。 ※事業経費=「支出額合計」(A)－「収入」(B)
3	学校外での活動の場合、生徒たちの交通費、保険料などの保護者負担の増加が予想されるが、本事業の委託費から支出することは可能か。	本来的には交通費、保険料等は受益者負担の考えから保護者様へご負担をお願いすることになるところですが、本モデル事業が円滑に実施出来るよう、交通費・保険料等を本事業の委託費から支出することは可能です。
4	予算について、不足金又は余剰金が発生した場合はどうか。	不足金については原則補填することはできませんので、事業者負担となります。逆に経費の額を確定後、余剰金が生じた場合には、余剰額を差し引いた額のお支払いになります。
5	団体の内部の者が指導者として従事する場合には謝金を出せるのか。	内部の者に対して謝金として支出するのは不適切だと考えますが、賞金として支出することは認められます。ただし、その場合はこの事業を受託したことにより新たに発生した指導等にかかる賞金であることがわかるよう、 <b>出勤簿や従事時間等がわかるような帳簿を備えておく必要があります。</b>
6	不足金が生じたため、他の団体等が執行できなかった余剰額を融通してもらうことは可能か。	不足金が生じた場合は、 <b>他の団体等が執行できなかった余剰額があったとしても、また限度額満額での契約ではなかったとしても、金額を補填することはできません。</b> 事業者様でご負担していただくこととなりますので、漏れがないよう計画を立てていただけますようお願いいたします。

○地域文化倶楽部の実施主体等について		
No.	質問事項	回答
1	地域文化倶楽部の実施主体とはどのようなものが想定されるか。	文化芸術団体・施設、芸術系教育関係機関・地方自治体等を想定しております。
2	現在、一般人向けに実施している取組を児童・生徒に拡充するという形で実施することは可能か。	既存の一般人向けの取組を児童・生徒に拡充することも本事業の対象となりますが、児童・生徒(対象に中学生が継続的に文化芸術活動が行える受け皿づくりや持続可能な環境整備を行う取組であることが必要です。1～2回程度の体験活動のみで終了するような取組等は該当しません。
3	現在、既に地域部活動と同様の取組を実施している団体等が申請することはできるのか。	申請は可能です。ただし、従来活動をそのまま行うのではなく、新たに取り組む活動、または取組を拡充する等、この事業を受けるにあたって従来活動から変化・追加した取組が必要。
4	これから組織を立ち上げようと思っているところでも申請可能か。	可能です。ただし、実質的に個人が運営主体となる場合はその個人との契約は出来ません。代表者、会計、監査、規約等を備えた団体に担っていただくのが望ましいと考えております。
5	小学生だけを対象として活動を行っている団体が応募することは可能か。	小学生のみを対象としている事業については応募不可です。本事業は主として中学校の文化部活動に代わり得る文化芸術活動拠点の創設を目指して行うものであるため、活動の対象に中学生が入っていないものについては応募対象となりません。

○申請について		
No.	質問事項	回答
1	同一都道府県より複数の応募はできるのか。	地域文化倶楽部(仮称)創設支援事業の申請については、地域部活動推進事業と違い、都道府県を経由せずに地域の文化施設や文化芸術団体、芸術系教育機関、地方自治体等から直接文化庁事務受託業者に申請していただくことになります。同一都道府県から複数(別団体)の申請があっても問題ありません。
2	応募期間に申請が間に合いそうにないが、年度途中で再募集の予定はあるのか。	再募集の実施は考えておりません。今回の公募期間内に申請していただきますようお願いいたします。
3	申請は紙媒体と電子媒体のどちらか一方でよいのか。	必ず紙媒体と電子媒体の両方のご提出をお願いします。どちらか一方しか提出がない場合は申請を受理しませんのでご注意ください。また、公募要領に記載されている部数を守っていただきますようお願いいたします。昨年と提出先が違いますのでご注意ください。
4		